

拙速な検討スケジュール 見えない道民合意のプロセス

ルポライター 滝川 康治



科技厅と道が水面下ですり合わせ?
科技厅との意見交換会

幌延町への高レベル放射性廃棄物処分研究施設（仮称・深地層研究所）の立地問題は、科技厅などとの水面下での協議のうえ、道が検討作業に着手したことで新たな段階に入った。肝心の協議の中身は道民に知らされず、示された検討スケジュールもきわめて拙速なものだ。国の顔色を伺う道政のありようは「自主・自律」からはほど遠いものがある。幌延問題をめぐる道の対応を検証しつつ、今後の議論の方向を探ってみた。

幌延問題をめぐって二月二十日、市民グループと道担当者との意見交換会が、札幌市内で開かれた。①庁内に設置された「深地層研究所計画検討委員会」の行方②昨年十二月、科学技術庁

「道民合意」のあり方などの質疑応答に続いて道庁と市民グループとの意見交換会（2月20日、札幌市内で）

や核燃料サイクル開発機構（以下、核燃と略）が堀達也知事に出した「回答書」の実効性③「道民合意」のあり方などについて話し合う場である。

その検討委（委員長・真田俊一、副知事は、課長職を中心に八人の委員によって一月に発足した。五月か六月ま

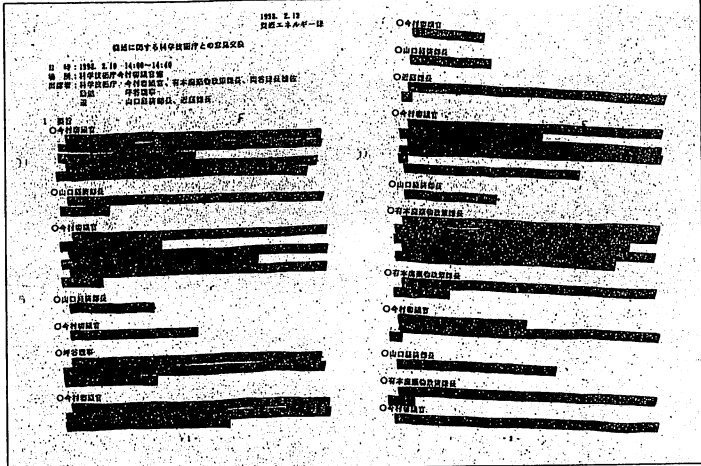
で、計画に対する道の考え方を整理する」（資源エネルギー課と、拙速なスケジュールを組んでいる。「こんな短時間で調べるのは絶対に不可能。一般の人から「初めに（立地OKの）結論ありきでないか？」との疑問がたくさん出ている。ぜひ、（進んだ

原子力政策を採用しているドイツやスウェーデンなどに赴いて、地域住民がどんな権利を持っているか、ナマの声を調べてきてほしい」

「国の基本政策に対して、道は地元住民を守る組織。守る手段を知るためにも（海外調査などには）たくさん予算を使ってもいい」

交換会を主催した幌延問題道民懇談会（代表・上田文雄弁護士）のメンバーから注文が飛び出す。出席した道の担

黒塗りされて「一部開示」された公文書。科技厅などとの協議内容は間中だ。



矛盾が多い科技厅などの回答

当者は、理解を示しつつも、「帰って報告する」と述べるにとどまった。

検討委は、核燃の立地申し入れを堀知事がいったん返上（昨年10月）したドタバタ劇の末、12月に「回答」が出されたのを受けて設置された。

「道知事をはじめとする地元が受け入れない意思を表明されているものでは、道内が高レベル放射性廃棄物の中間貯蔵施設及び処分場の立地場所になることとはない」（傍線は筆者）

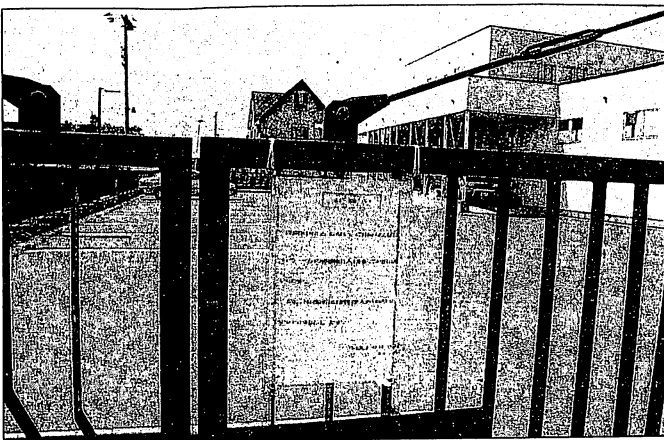
持って回った表現で分かりにくいのが、これは科技厅の「回答」の一節。処分事業を所管しない科技厅にはこれしか言えないのかもしれないが、「処分場などになるかどうか？」は地元の意向次第で変わらうと、と読める内容だ。

核燃の「回答」も矛盾に満ちている。「研究実施区域に放射性廃棄物を持ち込まないし、使用することもない。また、当該地域を将来とも放射性廃棄物の処分場にすることはない」

後段の部分を約束する権限が核燃にあるだろうか。ちなみに、二月十日に開かれた道の第二回検討委では、「処分地の選定についてはサイクル機構が現時点で、どういう立場にない」と理

道民に開示できない協議記録

二月初め、わたしは道の情報公開条例を使って、この問題に関する、道と科技厅、核燃などとの協議の中身を記録した公文書の開示請求を行なった。一市民として、一連の協議の流れをつ



いったん「閉鎖」された旧動燃の幌延事務所。リース契約は継続中で、再開の機をうかがう。

十年間ほどの膠着状態の末、当初計画を変更して深地層試験場のみの立地を探るいまも、この構図に変わりはない。変わったのは、拒否姿勢が揺らぎ、国の顔色を伺うようになった、道のありようである。

この問題の原点に立ち返った、国の地層処分政策を根本から問う議論なしに、政治的な思惑を優先させるような愚行を犯してはなるまい。

した議論にしようとした。が、これではこの計画の全体像は捉えられない。泊原発から使用済み核燃料が発生し、深地層試験場の立地要請を受けている以上、道は、国の原子力政策の流れを整理しつつ、自治体としての理念や方向性をもつことが求められる。

それには、徹底した調査や長期間にわたる議論が必要であり、予定されているわずか五、六回の委員会では到底「道の考え方を整理すること」はできない。前出の真田副知事と科技厅のやり取りもあるだけに、「国と道の共同シ

ナリオが先にあり、委員会はそのため「隠れ蓑」といった疑念を招かないような運営をすべきだろう。

検討委の論点として、次のような事柄について議論を深めてはどうか。

まず、昨年十二月の科技厅と核燃の「回答」の実効性を検証することだ。ただし書き付きで「処分地にしない」とする文書は、青森県や岐阜県にも出されているが、これについて原子力委員会高レベル放射性廃棄物処分懇談会専門委員の石橋忠雄弁護士（青森市在住）から、「法律を執行する機関である

科技厅が、そのときに判断した政策文



市民グループとの討論集会で質問に答える科技厅、核燃の担当者（昨年10月・札幌市内で）

書であり、法的効力がない」という指摘がなされている。こうした指摘を含めて、「回答」の法的効力をはじめ、処分事業の実施主体（2000年に設立予定）や省庁再編後の所管官庁に対する拘束力などについて、きちんとした検証が必要だ。

さらに、「深地層試験場は実施主体に譲渡・貸与されることはあり得るのか」「核抜きならば、都市部や核燃本社のある東海村に立地できないのか」などについて、科技厅などにたずねることも大事であろう。

また、地層処分が実現しないときの試験場の投資効果や法律の整備、泊原発などから発生する使用済み燃料の後始末対策などについて、道独自の見解をもつべきであり、そのための徹底した議論が求められる。こうした議論は、「自主・自律の構造改革」を掲げる堀道政にとって、国からの自主・自律を問う好機にもなるはずだ。

堀知事の公約には、放射性廃棄物を持ち込まない研究開発施設については「道民合意を得ることを前提に検討を進める」とある。「広辞苑」で「合意」を引くと、「意志が一致すること。法律

上は、契約当事者の意思表示の合致であり、契約の成立要件となる」とある。つまり「道民合意」とは、「道民の意志が一致すること」である。

「道民合意」まで結論先送りを

現状では、道民の間に幌延計画に対する賛否両論があり、とりわけ道北の市町村では反対の声が根強い。知事公約に沿うならば「合意」意志が「一致」していないのだから、立地要請を検討するまでもないことになる。しかし、実際には何回も国や核燃に翻弄されても、道民に公表できぬような協議を重ね、庁内検討に入った。しかも、秋には知事の最終判断を得たい（事務局の資源エネルギー課の見解）というのだから、無謀の極みである。

道は「道民合意」についての市民グループの質問に対して、「道民合意」を総合的に検討し判断する」「計画の目的や位置づけ、内容など関連する情報を知らせたうえで、道民の意見を聞くことが大切」

などと答えている。が、情報提供や意見聴取、道議会での議論などは民意を反映させるための一つの手法であり、「合意」とは全く別のものである。言葉の解釈は厳密であるべきだ。

庁内の検討作業をスタートさせた以上、今後は「道民の意志が一致する」まで徹底した議論を重ねて、その間は

立地受け入れの諾否の結論を出さぬことを保証すべきだ。それが理に合った道政というものだろう。

本誌のなかで何度か書いてきたが、この問題は「人の嫌がる施設を誘致しなくても、過疎脱却の起爆剤にしたい」という幌延町の願望と、高レベル放射性廃棄物の地層処分に向けて道筋をつ

きたい科技厅などとの思惑が一致して始まっている。

十年間ほどの膠着状態の末、当初計画を変更して深地層試験場のみの立地を探るいまも、この構図に変わりはない。変わったのは、拒否姿勢が揺らぎ、国の顔色を伺うようになった、道のありようである。

この問題の原点に立ち返った、国の地層処分政策を根本から問う議論なしに、政治的な思惑を優先させるような愚行を犯してはなるまい。